地方独立行政法人堺市立病院機構（以下「法人」という。）における下記案件に係る一般競争入札を実施するため、法人契約規程（平成２４年制定。以下「規程」という。）第１４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年７月２５日

地方独立行政法人堺市立病院機構
理事長　　木村　正

１　入札に付する事項

案　件　名	堺市立総合医療センター施設等統合管理業務
仕　様　等	仕様書のとおり
履 行 場 所	堺市立総合医療センター
履 行 期 間	令和８年４月１日から令和１１年３月３１日まで
業務担当部署	法人本部　法人事務局　財務企画部　管理課
入 札 方 式	総合評価落札方式
契 約 方 法	総価契約
最低制限価格	設定しない
資 格 審 査	事後審査
そ　の　他	本件は、単体企業又は共同企業体による入札参加とする。なお、共同企業体の構成員数は２までとし、共同企業体の代表者は、統合管理業務及び設備運転管理等業務の分担者に限るものとする。

２　契約担当部署

郵 便 番 号	５９３－８３０４
所　在　地	大阪府堺市西区家原寺町１丁１番１号
所　　属	地方独立行政法人堺市立病院機構　法人本部　法人事務局　総務人事部　総務課
電話番号等	電　話　０７２－２８９－７０３１　ＦＡＸ　０７２－２７２－９９１１ E-mail　nyusatsu@sakai-hospital.jp

３　入札参加資格

当該案件への入札に参加する者（以下「入札者」という。）は、次の全ての要件を満たしていなければならない。なお、共同企業体においては、すべての構成員が、次の全ての要件を満たしていなければならない。

（１）規程第３条の規定に該当しないこと。

（２）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条に規定する更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和２７年法律第１７２号。以下「旧法」という。）第３０条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者（同法第１９９条に規定する更生計画認可の決定（旧法第２３３条に規定する更生計画認可の決定を含む。）を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（同法第１７４条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）等経営状態が著しく不健全でないこと。

（３）法人税又は所得税及び消費税並びに地方消費税に未納がないこと。

（４）堺市暴力団排除条例（平成２４年条例第３５号）第２条第１号から第３号に該当しないこと。

（５）次のいずれにも該当しないこと。

ア　堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成１１年制定）による入札参加停止若しくは入札参加回避の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認めら

れる（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）。

イ　堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成２４年制定）による入札参加除外を受けている

（6）平成２７年４月１日以降に、３００床以上を有する医療機関で、設備運転管理業務の委託契約を１件以上締結し、履行した実績を有すること（共同企業体として入札に参加する場合は、一以上の構成員が当該実績を有していること。）。なお、契約継続中であっても、１年間以上の事業継続があるときは、実績があるものとみなす。

（7）平成２７年４月１日以降に、３００床以上を有する医療機関で、警備業務の委託契約を１件以上締結し、履行した実績を有すること（共同企業体として入札に参加する場合は、一以上の構成員が当該実績を有していること。）。なお、契約継続中であっても、１年間以上の事業継続があるときは、実績があるものとみなす。

（8）単体企業体で入札参加する者は、入札書等の提出時において、他の共同企業体の構成員でないこと。

（9）共同企業体で入札参加する者は、入札書等の提出時において、単体企業で入札参加する者でないこと又は他の共同企業体の構成員でないこと。

（１０）仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者

4　スケジュール等

（1）入札関係書類

配 布 期 間	公告日から令和７年９月１５日　１７時まで
配 布 方 法	法人ホームページからダウンロードすること。 http://www.sakai-city-hospital.jp/bid/index.php ※窓口及び郵送等での配布は行わない。 なお、本公告をもって入札説明書に代えるものとする。

（2）現地確認等申込

申 請 期 間	公告日から令和７年８月１２日　１７時まで
申 請 方 法	前記「２　契約担当部署」に様式１「現地確認等申込書」を電子メールにて送付すること。 なお、電子メールの着信確認は、送信者の責任において行うこと。

（3）現地確認

実　施　日	令和７年８月１４日・８月１５日 なお、詳細については現地確認の希望者に別途連絡する。

（4）質疑の申請

申 請 期 間	公告日から令和７年８月２０日　１７時まで
質 疑 方 法	前記「２　契約担当部署」に様式２「入札に関する質疑書」を電子メールにて送付すること。なお、電子メールの着信確認は、送信者の責任において行うこと。
回　答　日	令和７年８月２９日 ※すべての参加申請者に電子メールにて送付

（5）入札書及び技術提案書の提出

提 出 期 間	令和７年８月２９日から令和７年９月１５日まで
提 出 方 法	前記「２　契約担当部署」宛に一般書留郵便又は簡易書留郵便により郵送すること。 共同企業体で入札参加する者は、様式４「共同企業体結成届」を同封すること。

（6）開札

実　施　日	令和７年９月１６日　１３時００分
場　　所	堺市立総合医療センター４階会議室１（前記「２　契約担当部署」の所在地に同じ）

（7）プレゼンテーション

実　施　日	令和７年９月２５日　１０時００分
場　　所	堺市立総合医療センター４階会議室１（前記「２　契約担当部署」の所在地に同じ）

（8）落札候補者決定通知

通　知　日	令和７年９月２６日（予定） ※すべての参加申請者に電子メールにて送付

５　入札方法等

（1）入札書の提出

様式３「入札書」に入札金額及び必要事項を記入のうえ、別紙１を参考に、前記「４（５）入札書及び技術提案書の提出」のとおり提出すること。

（2）再度入札

１回目の開札において、予定価格の範囲内の入札がなかった場合は、２回目の入札を実施するので、１回目と同様の方法で入札書を提出すること。

提 出 期 間	令和７年９月１６日から令和７年９月２２日まで
開　札　日	令和７年９月２４日　１４時００分
場　　所	堺市立総合医療センター４階会議室１（前記「２　契約担当部署」の所在地に同じ）

（3）入札書に記載する金額

入札は、仕様書に記載する業務遂行に必要となる一切の費用を含む総金額で行う。

（4）入札書記載時の注意事項

ア　入札書右上日付欄には入札書作成日を記載すること。

イ　入札金額及び入札金額内訳は消費税及び地方消費税の相当額（以下「消費税等相当額」という。）を含まない金額を記載すること。

ウ　金額の一桁上位には必ず￥マークを記載すること。

エ　訂正印を用いて金額等の訂正はしないこと。訂正が必要な場合は新たな用紙で作成すること。

オ　数字の二重書きはしないこと。

カ　入札書には、会社の所在地（住所）、名称（商号）及び代表者職氏名を記入し、使用印鑑を鮮明に押印すること。

６ 入札の中断、延期、中止等

入札の執行の前又は執行中に、次のいずれかの事由が生じ、入札等の執行が困難又は執行すべきでないと認められるときは、開札等の執行を中断、延期、中止する場合がある。

（1）天災地変等が発生したとき。

（2）有力な証拠をもって、入札執行を中断等すべきと判断するに相当する談合その他不正行為に関する通報があったとき。

（3）その他やむを得ない事由により開札等の執行を中断等すべきと判断したとき。

７　入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（1）入札参加資格のない者が入札したとき

（2）入札書の金額その他必要事項を確認し難いとき

（3）入札書及び入札書封筒に記名押印がないとき。その他必要な記載事項を確認できないとき

（4）入札書と入札書封筒の件名が一致しないとき

（５）入札書及び技術提案書が一般書留郵便又は簡易書留郵便以外の方法で届けられたとき
（６）１つの封筒に２つ以上の入札書が封入されていたとき
（７）入札書及び技術提案書が指定の日時までに提出されないとき
（８）明らかに履行ができない又は法令違反のおそれがあり契約内容に適合した履行ができないと認められる低い価格で行った入札をしたとき
（９）落札候補者になったにもかかわらず、事後審査書類を提出期限内に提出しない者又は事後審査の結果、入札参加資格を満たしていないことが判明した者が行った入札
（１０）入札に関し不正な行為を行ったとき、又は不正な行為が行われたおそれが非常に強いとき
（１１）提出書類に虚偽の記載があった場合
（１２）技術提案書で必須とされている事項の記載がない場合
（１３）選定の公平性を害する行為を行った場合
（１４）単体企業体で入札参加する者が、他の共同企業体の構成員として入札を行った場合
（１５）共同企業体で入札参加する者が、単体企業として入札を行った場合又は他の共同企業体の構成員として入札を行った場合
（１６）その他、入札に関する条件に違反したとき

８ 開札の立会いに関する事項

（１）入札者が開札に立ち会う場合は使用印鑑、代理人が開札に立ち会う場合は様式１１「委任状」を持参すること。
（２）開札に入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない当機構職員が立ち会うものとする。
（３）開札時間に遅刻したとき又は使用印鑑（代理人が立ち会う場合においては委任状）を持参しないときは、開札に立ち会うことができない。

９　技術提案方法等

（１）技術提案書の提出

別紙３「技術提案書作成要領」を参考にし、前記「４（５）入札書及び技術提案書の提出」のとおり提出すること。

ア　提出期限後の技術提案書等の修正、変更は認めない。ただし法人の判断により資料の補正、補足資料の提出を求めることがある。
イ　技術提案書の審査結果により、入札参加資格を満たさないことが確認された場合は、当該入札者を失格とする。
ウ　提出された技術提案書等は返却しないものとする。また、提出後に辞退届が提出された場合も同様とする。

１０　プレゼンテーションの注意点

ア　プレゼンテーションの詳細については、入札者に別途通知する。
イ　プレゼンテーション時間は２０分以内とする。
ウ　提出した技術提案書に基づきプレゼンテーションを行うこととし、未提出の資料は使用しないこと。
エ　プレゼンテーションには、紙資料のほか、プロジェクターを使用することができる。
オ　必要に応じてPC、プロジェクター、接続ケーブル等を用意すること。なお、プロジェクターについては、法人の所有する機器を使用することができるものとする。
カ　プレゼンテーション中は入札者自身を特定又は類推できる発言は行わないこと。故意に名称を明らかにする等審査の公平性に影響を与える行為があった場合は、提案者を失格とする。

１１　落札候補者の決定

（１）後記「７　入札の無効に関する事項」に該当せず、入札金額が予定価格の範囲内で有効な入札をした者のうち、入札金額を点数化した評価点（以下「価格評価点」という。）と技術提案に基づき採点した評価点（以下「技術評価点」という。）の合計点（以下「総合評価点」という。）の最も高い入札者を落札候補者

とする。総合評価点の算出基準については、「総合評価基準」のとおりとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア　「総合評価基準表」における評価基準の必要条件を満たしていないとき

イ　技術提案書の記述内容に虚偽または法令等に違反するなど著しく不適当な内容が含まれている場合

（2）価格と技術力とを総合的に評価した結果、落札候補者となるべき者が２者以上あるときは、その内で入札金額が最も低い者を落札候補者とする。そのうえで入札金額が同価の者が２者以上あった時は、くじにより落札候補者及びその順位以降の者（以下「次順位者」という。）を決定する。

１２　事後審査

（1）落札候補者が前記「３　入札参加資格」を有する者であるか審査する。

（2）落札候補者は落札候補者として決定した旨の通知を受けた日の翌日から起算して５日後（堺市の休日に関する条例（平成２年条例第２０号）第２条第１項各号に掲げる日を除く。）の午後５時まで（郵送の場合は必着）に次の書類を前記「２　契約担当部署」まで提出すること。 ただし、特別の事由により、法人がやむを得ないと認める場合はこの限りでない。なお、審査に要する費用は落札候補者の負担とする。また、審査書類の返却は一切行わない。

ア　法人にあっては登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）若しくは登記簿謄本の原本又は写し（発行後３か月以内のものに限る。）

イ　法人にあっては印鑑証明書、個人にあっては印鑑登録証明書（発行後３か月以内のものに限る。）の原本（写し不可）

ウ　納税証明書の原本又は写し（法人にあっては法人税、消費税及び地方消費税について未納税額がないことを証明するもの、個人にあっては所得税、消費税及び地方消費税について未納税額がないことを証明するものであって、発行後３か月以内のものに限る。）

エ　様式9「使用印鑑届」（「本店」が入札に参加する場合）

オ　様式１０「使用印鑑届兼委任状」（「本店以外」が入札に参加する場合）

カ　様式１２「資格審査に係る誓約書」

キ　様式１３「契約保証金免除申出書」（契約保証金の免除を希望する場合）

ク　仕様書に記載する責任者要件及び技術者要件並びに必要資格を満たすことを証する書類（業務従事者等の名簿及び当該資格証の写し等）

（3）落札候補者が堺市物品調達、委託等入札参加資格登録事務取扱要綱（平成１６年制定）又は堺市建設工事等入札参加資格登録事務取扱要綱（平成２０年制定）に基づく入札参加資格を有している場合は、（2）ア及びウの提出は不要とする。

（4）落札候補者が事後審査書類を提出期限内に提出しなかった場合又は事後落札候補者の行った入札が事後審査の結果無効となった場合、無効となった者を除き、総合評価点が最も高い者を落札候補者とする（総合評価点が同じ者が２者以上あった場合は、その内で入札金額が最も低い者を落札候補者とする。）。また、くじにより落札候補者を決定したときは、無効となった者を除き、くじによる審査順位が最も高いものを落札候補者とする。

（5）事後審査の結果、入札参加資格を有すると認めるときは、その者を落札者として決定し、落札者にのみ、口頭又は書面により落札決定の通知を行うものとする 。

１３　契約に関する事項

（1）契約条項等については、前記「４（１）入札関係書類」と同じ場所で閲覧することができる。

（2）落札者は、落札決定の通知を受けた後は、速やかに記名押印した契約書、入札金額の詳細な内訳を付した明細書その他契約に必要な関係書類を提出しなければならない。

（3）落札者が、法人が別途指定する関係書類の提出日までに入札参加資格を満たさなくなった場合は、契約を締結しないものとする。

（4）契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

１４　契約保証金に関する事項

落札者は、法人との契約の締結前に、契約保証金を納付しなければならない。ただし、規程第２８条に該当する場合は、免除する場合がある。

なお、保証に係る契約保証金の額は、契約金額（単価契約の場合は支払予定総額）の１００分の１０以上の額とする。

１５　違約金に関する事項

落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときは、落札金額（入札書の１．入札金額に記載された金額に消費税等相当額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額））の１００分の３に相当する額の違約金を徴収するものとする。

１６　その他

（１） 第三者から落札者の入札参加資格に関し、疑義がある旨の通報等があった場合は、当該入札の結果如何にかかわらず、当該落札者の入札参加資格に関する調査を再度実施することができるものとする。

（２） 入札者は、入札に関連する書類を熟読し、関係法令並びに規程、実施細則を遵守しなければならない。

別紙１

「入札書封筒」および「郵送封筒」の宛名書き（参考）

下記の宛名書き用紙を参考にし、**①「入札書封筒」**を②「郵送封筒」に封入のうえ、一般書留郵便または簡易書留郵便にて郵送してください。

①入札書封筒

（表）

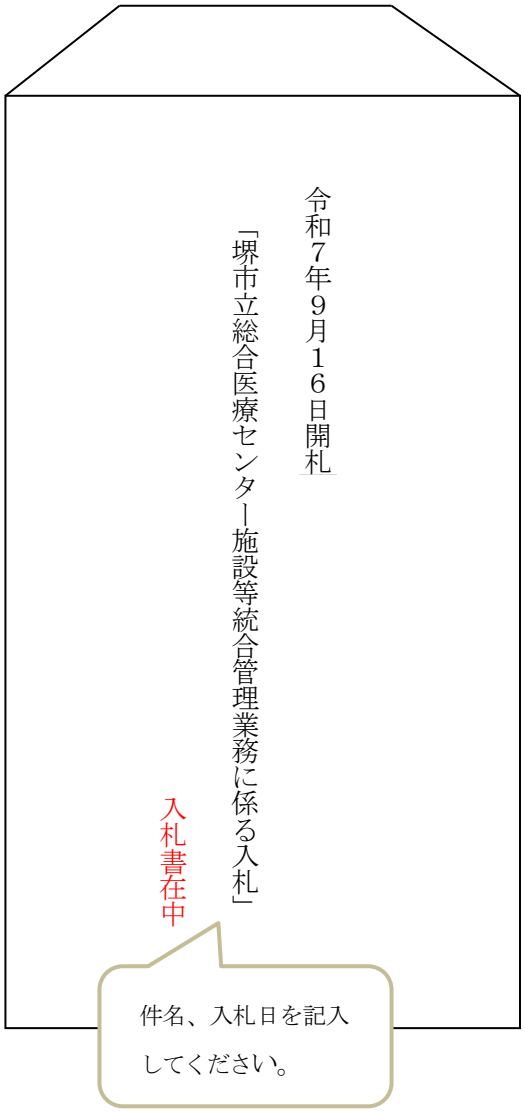

（裏）

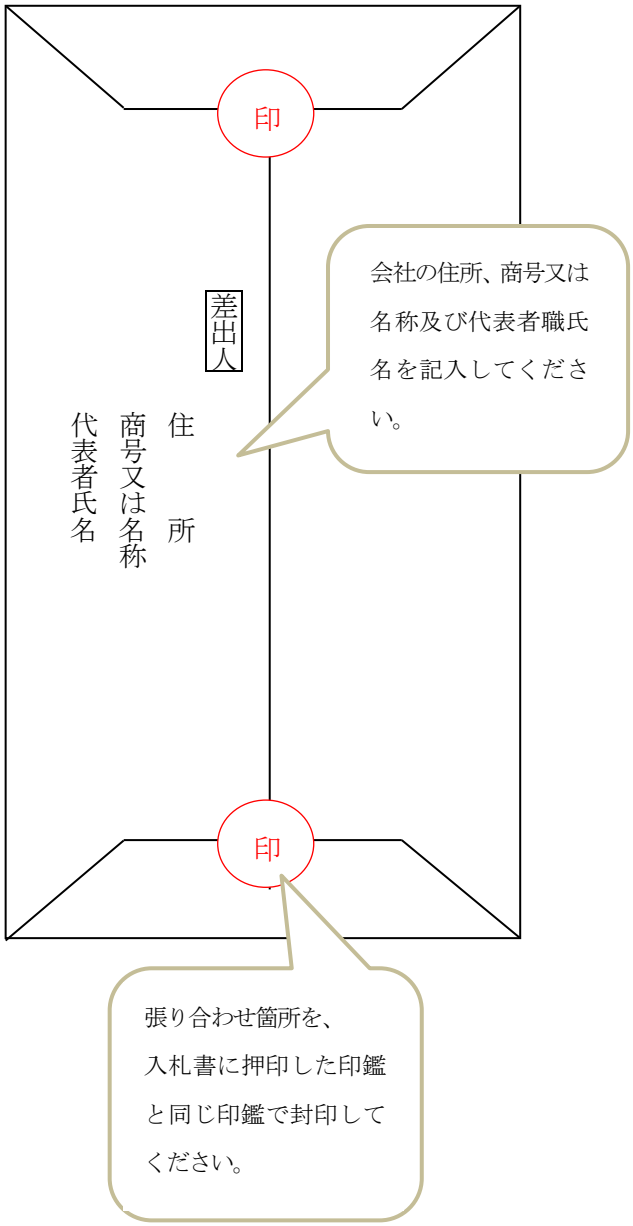

別紙１

②郵送封筒

（表）

５９３－８５０４

地方独立行政法人堺市立病院機構

法人本部　法人事務局　総務課　行

書　留

入札書在中

（裏）

件　名　堺市立総合医療センター施設等統合管理業務に係る入札

差出人

住　所

商号又は名称

代表者氏名

※　入札書在中と書留は、朱書にしてください。

※　事業者の個別郵便番号であるため、住所の記載は不要。

別紙２

郵便入札の注意事項

郵便による入札においては、地方独立行政法人堺市立病院機構契約規程並びに契約規程実施細則、その他公告記載事項を承知の上、参加してください。

１．郵送するにあたって

入札書の提出方法は次のとおりです。郵送する前に誤りがないか十分確認してください。

（１）入札書には、金額、所在地、商号又は名称及び代表者職氏名を記入し、使用印鑑を鮮明に押印してください。

（２）入札書は任意の封筒（以下「入札書封筒」という。）に入れ、封かんしてください。なお、入札書封筒表面に件名、入札日を、裏面に所在地、商号又は名称及び代表者職氏名を記入し、使用印鑑を鮮明に押印（裏面割印）してください。

（３）入札書封筒に封かんした入札書を郵送封筒に入れ、差出人欄を記入のうえ、「書留郵便（一般書留郵便又は簡易書留郵便）」を利用し、別途入札公告で指定した提出先へ郵送してください。なお、入札が終わるまで差出控えは保管してください。

（４）郵便による入札に係る費用については、入札者の負担とします。

２．提出期限

郵便による入札書の提出期限は、別途入札説明書で指定した日を必着とします。なお、所定の日時までに入札書が到着しないときには、当該入札に参加することができません。

３．入札書の引換等の禁止

一度提出された入札書の書換え、引換え及び撤回はできません。

別紙３

技術提案書作成要領

１．作 成 方 法

（１）評価項目のうち、以下については様式により作成するものとし、それ以外の項目については任意様式とする。

・様式６　１．業務実績（１）事業者の実績（設備）

・様式７　１．業務実績（２）事業者の実績（警備）

・様式８　２．有資格者の配置

（２）提案書の規格は、Ａ４サイズ縦型、片綴じ　（左側２点綴じ）・横書とし、両面・カラー可とする。

（３）文字の標準サイズは１０．５ 以上とし、書体は任意とする。ただし、図表中等やむを得ない部分はこの限りではない。

（４）作成部数は、正本を１部、副本を９部とする。なお、様式５（技術提案書（表紙））、様式８（２．有資格者の配置）は正本にのみ添付すること。

（５）ページ数は様式５、様式６、様式７及び様式８を除き、２０ページ以内（両面の場合は１枚で２ページとする。）とし、右下にページ番号を記入すること。

（６）提出後の内容の変更、差し替え、再提出は原則として認めない（法人が補正等を求める場合を除く。）

２．記 載 要 領

（１）「総合評価基準表」に基づき作成すること。

（２）仕様書に定める全ての要件を満たし、具体的な提案とすること。

（３）「総合評価基準表」における評価基準の必要条件を満たしていないときは失格とする。

（４）様式５（技術提案書（表紙））、様式８（２．有資格者の配置）を除き、商号や過去に受託した業務名称等、入札者を特定又は類推できる記述は行わないこと 。

（５）提案書の記述内容に虚偽または法令等に違反するなど著しく不適当な内容が含まれている場合は失格とする。

堺市立総合医療センター施設等統合管理業務　総合評価基準

１．評価方法

堺市立総合医療センター施設等統合管理業務に係る入札の落札候補者決定に当たっては、法人にとって最適な事業者を選定するため、価格だけではなく提案内容の評価を加算する総合評価一般競争入札を採用する。

提案内容の評価に当たっては、法人職員により構成する「総合評価審査委員会」において、この総合評価基準に記載する評価項目に従って評価を行う。

２．落札候補者決定方式

本入札においては、入札金額が予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、入札金額を点数化した評価点（以下「価格評価点」という。）と技術提案に基づき採点した評価点（以下「技術評価点」という。）の合計点（以下「総合評価点」という。）の各委員の総合計が最も高い入札者を落札候補者とする。

なお、総合評価点が最も高い入札者が２者以上あった場合は、その内で入札金額が最も低い者を落札候補者とする。そのうえで入札金額も同価であった場合は、くじにより落札候補者を決定する。

３．評価分類の設定と配点方法

以下のとおり、委員一人あたり、価格評価点195点、技術評価点130点とし、総合評価点325点とする。

（１）価格評価点：195点

195点×（最低価格応札者の入札金額／当該応札者の入札金額）※小数点未満切り捨て

（２）技術評価点：130点（内訳は別添「総合評価基準表」のとおり）

（３）総合評価点（１）＋（２）：325点